

第2章

太湖流域水環境政策の地方イニシアティブ

大塚 健司

はじめに

太湖流域は、主に江蘇省、浙江省、上海市の2省1市にまたがり、そのうち江蘇省は流域面積の53%、地域総生産額の71%、総排水量の77%を占め、流域の水環境保全において重要な位置を占めている⁽¹⁾。また、同省の無錫市が2007年に太湖のアオコ大発生による上水供給の停止を迫られて以降、江蘇省と無錫市は、太湖流域の水環境政策を次々とうちだしている。

中国において、地方政府は国務院に服従すべき地方国家機関と位置づけられているものの⁽²⁾、実際には中央-地方関係は単純なトップダウンではなく、しばしば「上に政策あれば、下に対策あり」(天児 [2000])といわれるように、地方政府の裁量による政策の展開がみられる。また、中国における環境保護法の展開過程において、中央の立法機関や中央政府において導入がまだなされていない制度についても、地方による実験が行われ、それが全国的な制度形成につながるケースもある(片岡 [1997])。しかしながら、地方レベルにおける環境政策過程に関する具体的な事例研究は乏しい。

本章では、太湖流域の水環境政策が、2007年の水危機と前後して、江蘇省においてどのような展開をみせているのか、またどのような特徴を有するののかについて、関連資料と現地調査による関係機関ヒアリングなどをもとに、政治、経済、社会的諸要因が織りなす政策過程として整理を試みるととも

に³⁾、中央における政策との関連に留意しつつ、太湖流域の環境保全・再生における地方のイニシアティブの現状と課題を明らかにする。このような作業によって、太湖流域の水環境政策をめぐる重層的ガバナンスの構造と動態を、中央－地方関係の視点から検討することが可能となる。

以下、第1節でまず、江蘇省における環境政策革新の取り組みについて、中央の政策動向との関連から検討する。第2節では、2007年の水危機への無錫市、江蘇省、中央の対応過程を整理する。第3節では、江蘇省における水危機以降の太湖流域水環境政策の改革過程と新たな政策手段の導入状況を明らかにする。最後に本章のまとめを行い、今後の課題を提示する。

第1節 江蘇省における環境政策革新

江蘇省における環境政策については、全国における先進性がしばしば指摘される（畢等 [2007]）。たとえば、全国で初めて国家級の環境モデル都市に指定された張家港市をはじめ、多くの環境モデル都市が江蘇省で誕生している。また、他の省級政府の環境行政部門の多くが、依然として経済・財政部門よりやや行政ランクの低い「環境保護局」となっているのに対して、江蘇省では同等の行政ランクの組織として「環境保護庁」が全国で初めて設置された。さらに、第11次5カ年計画期以降、全国に先駆けて「環境保護優先」を党・政府が省の発展戦略として掲げている。

江蘇省、とりわけその南部に位置する蘇州、無錫、常州等、いわゆる「蘇南」地域は、改革開放以降、集団経済を基礎とする農村工業化によってめざましい経済発展を遂げてきた。そして、社会学者の費孝通らにより「蘇南モデル」と名づけられ、中国の地域経済発展の成功例として国内外に名を馳せた⁴⁾。しかし、その後、市場経済化や国際化が深化するなかで、政府の過度な介入による蘇南モデルは時代にそぐわないものとなり、1990年代後半以降、民間資本や外資の積極的な導入による混合経済を基礎とした「新蘇南モデ

ル」への転換が模索されるようになった（洪 [2007], 王・周等 [2008]）。

2000年代に入ると、江蘇省の経済発展は量だけではなく質が問われるようになった。第10次5カ年計画期の2年目、2002年11月に開かれた中国共産党第16回全国代表大会⁽⁵⁾を受けて、江蘇省共産党委員会第10期第3回全体会議において、江蘇省は全国で率先して小康社会（皆がまずまずの生活水準を維持できる社会）と基本的な現代化（近代化）を実現することをスローガンとして掲げた。これは翌2003年に、「二つの率先」として、省共産党委員会の決定として位置づけられた⁽⁶⁾。このとき、小康社会目標の指標のひとつとして環境質総合指標が採用されたものの（中共江蘇省委宣伝部組織編 [2005]）、環境保護はあくまで経済発展との調和のもとで取り組むべき課題とされた。

こうした江蘇省における経済社会発展の指導理念は、中央において「科学的発展観」が提唱されて以降、新たな展開をみせる。2002年11月に開かれた中国共産党第16回全国代表大会で党総書記に胡錦濤が就任し、翌2003年3月に胡錦濤を国家主席、温家宝を総理とする「胡温体制」が発足した（大西編 [2006]）。胡錦濤政権は、2004年3月に開かれた中央人口資源環境工作座談会において、20年余りの改革開放の実績を総括し、また政権発足直後に見舞われたSARS（重症急性呼吸器症候群）の教訓をふまえて、「人を基本とする、全面的、協調的、持続可能な発展観」、すなわち「科学的発展観」を、今後の人口・資源・環境政策における指導理念とすることを提唱した⁽⁷⁾。また、2005年3月に北京で開かれた第10期全国人民代表大会第3回全体会議では、温総理は政府事業報告において環境保護が重要課題であることを改めて強調し、「人民大衆にきれいな水を飲ませ、新鮮な空気を吸わせ、さらに良い仕事と生活の環境を享受させるために奮闘すべき」と、環境問題の解決が民生安定の基礎であることを指摘した⁽⁸⁾。この全人代を受けて同年3月に開かれた江蘇省および南京市の機関幹部大会において、李源潮省党書記（当時）は今後当面の3つの指導方針のひとつとして「環境保護優先」を明示した⁽⁹⁾。

また2005年の終盤には、全国の環境行政に激震が走る事件が起こった。11月に吉林省において化学工場が爆発し、その際に漏出したベンゼン類により

松花江の本流が汚染されるという事故が起こった。河川の有毒物質による汚染の事実が伏せられたまま、松花江を水源とするハルビン市では給水一時停止が公示されたことから、市民の間にパニックが巻き起こった。事故が起こってから10日経ってようやく汚染事件の事実が公表されたが、事故処理の過程で国家環境保護総局長が引責辞任を迫られた。

この松花江汚染事故を受けて、国家環境保護総局は全国の化学工場の環境リスクに関する一斉検査に乗り出した（大塚 [2008a]）。中央による地方の環境政策実施状況の監督検査活動が強化されるなか、第11次5カ年計画（2006～2010年）の環境政策方針が策定され、同年12月に、「科学的発展観を実行に移し、環境保護を強化することに関する国务院の決定」が発布された¹⁰⁾。また、2006年4月に第6回全国環境保護大会が開催され、温総理は、環境保護と経済成長をともに重視すること、環境保護と経済発展を同時に進めること、そして行政的手法を主に用いて環境を保護する方式から、法律、経済、技術と必要な行政的手法を総合的に運用して環境問題を解決するという方式への転換を提示した¹¹⁾。

これを受けて、翌2006年6月に、江蘇省共産党委員会と江蘇省人民政府は、「環境保護優先を堅持し、科学的発展を促進することに関する意見」を発布し、そこで「環境保護優先」の方針を党・政府の政策として明文化したのである¹²⁾。

2006年7月13～14日に開かれた江蘇省環境保護大会で、省党書記の李源潮は環境保護の優先が「江蘇省の発展において必然的な選択」として、その背景を以下のように説明している¹³⁾。

第1に、中央からさらに高い要求が提示されたことである。とくに第11次5カ年計画の目標では全国でCODと二酸化硫黄を2005年比で10%削減することが「拘束性指標」とされたが、江蘇省を含む東部の先進地域に対する削減要求はさらに高いものとなっていることがあげられた¹⁴⁾。

第2に、江蘇省の環境容量の制約である。すなわち、江蘇省は全国のなかでも人口密度がもっとも高く、1人当たりの環境容量がもっとも小さく、単

位面積当たりの工業負荷は全国でもっとも高いこと、また、長江、淮河、太湖といった水汚染の深刻な水系の下流に位置していることなどがあげられた。

第3に、良好な環境を求める人々の意識が高まってきたことである。物質的な豊かさだけでなく、居住環境の改善が求められているとした。

第4に、環境改善の転換点にきていることである。環境クズネツ曲線の経験値を引きながら、江蘇省南部地域（蘇南地域）がすでにその下限とされる1人当たり5000ドルを超えていることから、第11次5カ年計画期には省全体がそのレベルを超えることが予想されるとし、逆U字型の頂点を超える（すなわち環境汚染レベルが下がる）転換点にきていることが強調された。

そのうえで、「環境保護優先」は、先に提唱されたスローガンである「二つの率先」と矛盾するものではなく、全国に率先して経済社会発展を実現するにあたり、関連する立法、計画、投資、事業・人事考課等において環境保護を優先していくものであるとした。

また、そのための具体的な取り組みとして、もっとも厳しい環境保護制度の実行、突出した環境汚染問題の解決、環境保護メカニズムの刷新、大規模な生態建設などがあげられた。このなかで、環境保護メカニズムの刷新としては、地域政策や産業政策への環境配慮の組み込み、市場メカニズムの運用、財政投融资の多元化、生態補償メカニズムの制度化、環境応急メカニズムの制度化、幹部成績評価への環境保護項目の組み込みなどが、党・政府の「意見」に書き込まれた。また幹部成績評価については、すでに2005年に「江蘇省市県党政主要指導幹部環境保護事業実績考課暫定方法」が発表されているが、これをさらに充実させることとされた。

このように、江蘇省における環境保護優先の方針は、江蘇省が改革開放以降、南部を中心としてめざましい経済発展を遂げ、さらにその発展の質を問う段階に入ろうとするなかで、省の特徴をふまえ、環境問題に強い危機感をもつ中央からの要求にこたえ、また中央が掲げる環境政策重視の方針に呼応するかたちで提起された¹⁵⁾。そして、江蘇省における当面の環境政策の政治的基盤となるこの方針には、経済社会発展の過程における環境政策の統合と

刷新を促進する内容が含まれていることが注目される。

江蘇省は、実際に、全国に先駆けて環境政策に関する新たな制度実験に取り組んでいる。たとえば、企業環境対策情報公開制度の試行¹⁶⁾、環境情報円卓対話会議制度の試行（第4章参照）、グリーン・ローン制度の試行（企業環境対策情報公開制度での評価を投融資決定過程に反映する制度）などである。これらは、規制的手法を中心とした中国の環境政策に、情動的、経済的手法の導入によって、政策の実効性を担保するための制度実験として注目されるどころである。

第2節 2007年水危機への対応

1. 無錫市および江蘇省の対応

2007年初夏、無錫市では、水源である太湖におけるアオコの大発生のため、水道水供給が一時停止するという事態に陥った。その直接的な引き金は、2007年4月中下旬、太湖では例年より早くアオコが発生し、5月下旬に同市の取水口付近で水面から湖底まで汚水団が形成されたことであった。そして5月29日には、同市の水道水に悪臭が発生するようになり、市民は競ってペットボトルを買いあさるなどパニック状態となった。これに対して中央・地方各級党・政府は、長江からの導水、人工降雨、薬品による水道水の悪臭除去と浄化など、一連の緊急措置をとり、6月5日に無錫市政府はメディアを通して給水の正常化を宣言して、事態の収拾を図った¹⁷⁾。

この水危機に最初に対応を迫られたのは、地元党・政府機関の無錫市と江蘇省である。無錫市の党書記である楊衛沢みずからが2008年に出版した『警鐘と行動』に2007年初夏に起きた水危機をめぐる中央・地方各級党・政府の危機対応過程が記されている。楊 [2008: 1-8] に抜粋掲載された危機発生当時の『無錫日報』（2008年5月28日）によると、その緊急対応過程は「早、

快、厳、穩」に特徴づけられる。

すなわち「早」は、早期にアオコの異常発生を感知し、危機発生前に、長江からの緊急導水やアオコの除去、緊急対策のための行動計画策定などの一連の準備を行ったことである。4月中下旬にアオコが例年より早く異常発生していることを観測したことを受けて、5月6日に長江からの緊急導水とアオコの除去の措置をとり、8日に現地で20人余りの専門家を集めた太湖水環境対策報告会を開催、9日に市政府は太湖水汚染防止対策会議を開催した。そして5月21日に、市政府は第62回常務会議を開き、「無錫市太湖水汚染防治工作計画（2007～2010年）」と「無錫市太湖藍藻防治応急預案」を採択した（楊 [2008: 6-7]）。

「快」は、市・省の党・政府指導層が危機発生に素早く反応し、市長や省長が国外出張中でありながらも相互に緊密な連絡をとりながら緊急措置の指揮をとったことである。

「厳」は、水質モニタリングの範囲を拡大し、その頻度を上げ、23カ所の水門を閉めて汚水の流入を減らし、取水口から10キロメートル以内の定置網漁具を撤去し、小規模化学工場の閉鎖・生産停止を行い、長江に第二水源を確保するなどして、水環境保全措置の水準に対する要求をより高く、より厳格にしたことである。

そして「穩」は、給水停止期間において純水・浄水の供給を増大するとともに、メディアを通して市民に対して適時、市の対応状況を周知して、市場、人心、社会の「安定」（中国語で「穩定」）を図ったことである。無錫市は毎日、給水危機応急指揮部会議を開催して内外のメディアに公開するとともに、市政府スポークスマンは毎日プレスリリースを行い、関係部門の責任者や専門家を招き、メディアの取材を受けた（楊 [2008: 141]）。この点、2005年11月に松花江で起きた水汚染事故が10日間近く事実を伏せられていたこととは対照的な対応となった¹⁸⁾。

危機収束宣言の6月5日も、無錫市は、太湖流域水環境保全対策のための手を緩めることはなかった。同日、市はローラー式検査を行い、太湖周辺の

畜産家禽養殖，水上レストラン，および直接排水を行う汚染企業を取り締まり，飲用水源，湖水の出入口の沿岸地域，都市污水处理場，工業園區，そして行政をまたぐ地域汚染を重点検査し，製紙，酒造，化学工業，農薬等の汚染企業に立入調査し，環境保護の要求に合わない企業はすぐに閉鎖・生産停止・生産転換し，違法企業と個人は処分した。たとえば，無錫市の県級市である宜興市では，小規模化学工場が集中して立地していた周鉄鎮で湖に基準超過をした廃水を垂れ流していた工場の生産停止・整頓を行い，同鎮の関係責任者に対して党紀・政紀処分を行うとともに，その事実を社会に公開した。2007年に閉鎖・生産停止した小規模化学工場は全市で合わせて55社になった（楊 [2008: 189]）。

また6月10日には，無錫市党・政府は「太湖治理水源保護6699行動」を決定し，11日には，「環境保護優先8大行動」を決定した。

「6699」行動とは，6つのメカニズム（モニタリング警報，導水，応急処理，協調連携，公衆参加と情報公開，考課監督），6つの応急対策（水道水質強化処理，アオコ防除，導水，人工降雨，地下水補充，浄水供給保障），9つの水源開発事業（貢湖水源取水口最適化・延伸，飲用水源地保護・生態系修復，水源予備処理・水道水高度処理，第二水源地建設，新規水路河川浚渫，走馬塘浚渫延長），9つの汚染処理措置（一定規模以下の化学工業生産企業の閉鎖，排水口封鎖，船舶取り締まり，郷鎮生活污水・ごみ収集処理，太湖一級保護区〔後述〕内の畜産家禽養殖場，一定規模以下の工業企業，村落・伝統的栽培養殖業の撤去，窒素・リン汚染物質を排出する新規プロジェクトの建設禁止と同物質排出総量制限）からなる。

また，「8大行動」とは，無錫市廃棄物削減行動，鉄腕汚染管理行動，企業ボランティア管理行動，都市環境再生行動，排出権取引行動，環境マーク行動，環境整備代理人行動，全市民環境保護行動を指す¹⁹⁾。

以上に示された各行動は，水危機への緊急対応として始められ，その後，市，省，国の政策展開のなかで実施に移されていった。

また，無錫市の水危機収束宣言から2日後の2007年6月7日，江蘇省党書

記の李源潮は、省党代表会議において講話を発表し、科学的発展観を実行に移し、環境保護優先方針を堅持して、太湖を徹底的に修復（原語は「整治」）し、発展や安定に影響する各種突発事件と危機に積極的に対応・処理を行うことを宣言した。そして、今回の太湖におけるアオコの大発生は、大自然が環境に損害を与えた人類に対する報復と懲罰であり、また粗放的發展モデルに対する警告であるとして、科学的発展観を貫徹し、経済成長モデルを転換することを固く決心し、さらに厳格な基準と厳しい措置による工業汚染対策、生活汚染対策、農業面源汚染対策によって、太湖地域の生態環境の保護と再生を行うことが必要であると指摘し、太湖流域の環境保全・再生に取り組む江蘇省の強い政治的決意を明らかにした²⁰。

その1カ月後の7月7日には、省党・政府は無錫市で太湖水污染治理工作会议を開催した。これは、6月30日に無錫市で行われた国务院主導の太湖・巢湖・滇池治理工作座談会を受けて開かれたものである。同会議には省党書記、省長、蘇南5市（南京、蘇州、無錫、常州、鎮江）党書記・市長、ならびに省・市関係者だけではなく、太湖周辺地域の郷鎮（街道）党書記または首長も参加し、水危機以降に行われた太湖流域水環境政策に関する省主催のもっともハイレベルな会合となった。そこで、2010年に省全体で「全面小康」目標に達するまでに3～5年で太湖水質を好転させ、2020年に「基本的な現代化の実現」（いずれも、前述の「二つの率先」目標）までに8～10年で徹底治理を行い、太湖地域の美しい自然を再生し、流域生態の良好な循環と人と自然が調和する良好な居住環境を構築することを目標として明確に掲げた。また、省政府と蘇南5市政府は汚染排出削減責任状を交わし、太湖流域の水環境政策を市幹部の政治成績評価のひとつにすることが明確にされた²¹。

2. 中央の対応

2007年の水危機は、地域での単なる事故処理にとどまらず、中央の太湖流域水環境政策に大きな影響を及ぼした。

楊 [2008: 149]によると、水危機発生の日目にあたる6月1日に、温家宝総理、曾培炎副総理から書面で危機対応について指示があったという。そのなかで温総理は、水汚染の原因について真剣に調査分析を行い、これまでの取り組みの基礎のうえに、総合対策を強化するよう要求し、また曾副総理は、高温下におけるアオコ大発生状況にとくに留意して再発防止を求めたとされる。

水危機収束宣言から5日経った10日から2日間、曾副総理が無錫市において視察を行うとともに、国务院主導の太湖水污染防治座談会が開かれ、江蘇省、浙江省、上海市の指導幹部が出席したとされる。さらに29日から2日間かけて、温総理が無錫市において視察を行うとともに、同市で太湖・巢湖・滇池対策事業座談会が開催された。この3湖は第9次5カ年計画（1996～2000年）以来、国の重点汚染対策水域とされており、その汚染対策の重要会議が無錫市で開かれた。そこで、温総理は、飲用水安全の確保、工業汚染源の排水基準達成管理の強化、汚水処理施設の建設促進と正常運転の確保、農業面源汚染の厳格な管理、生態系修復事業の積極的推進、汚染処理投資の強化、各湖沼の総合対策措置と技術的解決方法の制定、太湖流域総合治理方案の編制、環境法執行強化と太湖、巢湖、滇池管理条例の制定、汚染防止対策責任制の実施、等10点にわたる指示を出した²²⁾。

ここで、太湖流域に関する総合治理方案（総合管理計画）の策定に言及されているように、環境保護部が主導する重点流域水污染防治に関する第11次5カ年計画として、太湖流域を対象とした計画策定がすでに行われていたが、水危機を経て、計画案の修正が迫られることになった²³⁾。2007年8月1～4日に、全国政治協商会議常務委員・中国国際工程コンサルタント公司総経理包欽定と全国政治協商会議委員・国家環境保護総局元副局長宋瑞祥が率いる16人の専門家からなる「太湖流域水環境総合治理総体方案」調査研究チームが無錫市において視察を行い、そこで国家發展改革委員会が主導して、国务院の11部・委員会と江蘇省、浙江省、上海市が緊密に協力して、「総体方案」の策定を行うこと、そして調査研究チームは發展改革委員会の委託を受けて、

第10次5カ年計画以降の太湖水汚染対策について評価を行い、その総括のうえに総体方案の報告書を策定することが明らかにされている²⁴。

そして2008年4月、太湖流域水環境総合治理総体方案が国務院の承認を得て、太湖流域水環境対策の5カ年計画は他の流域の第11次5カ年計画とは別の枠組みで策定され、2007年を開始年とする異例のかたちで実施に移されることになった(第1章参照)。その前文には、6月1日に温総理が、「太湖は水汚染対策を長年実施してきたが、根本的な問題解決に至っていない。今回の事件はわれわれに対する警鐘であり、重要視しなければならない。発展改革委員会は江蘇等の地方政府や水利、環境保護、建設等の部門をまとめ、水質汚染の原因を真摯に調査し、これまでもまして総合整備を強化し、具体的な整備計画と措置をうちださなければならない」という指示が掲載されている。こうして、太湖流域の水環境対策の総合計画は従来の環境行政の枠を超えた総合的、統合的な政策が求められるとともに、その実効性を担保するために、国家発展改革委員会の主導のもとで策定されたのである。

また、2007年8月26日の全人代常務会議では、国家環境保護総局が国務院で作成した水汚染防治法草案に関する説明を行い、同委員会弁公庁は9月5日、パブリックコメントを受け付ける通知を出した。これは12月と翌年2月の修正を経て、2008年2月28日に公布された(6月1日施行)。水汚染防治法は1984年に制定されて以来、1996年の改正を経て2度目の改正となるが、2007年の改正は、章立てを大きく変えただけではなく、条文数が62カ条から92カ条へと大幅に増えて「大改正」となった(片岡 [2008])。また、2007年8月のタイミングで水汚染防治法改正案の審議が行われたのは、同年の太湖におけるアオコ大発生をはじめとする「水道パニック」(相川 [2008])の影響ではないかと考えられている(片岡 [2008])。水汚染防治法はこの改正を経て、これまで導入の必要性が指摘されていたさまざまな対策強化のメカニズムとして、開発許可制限措置の制度化、違法行為に対する行政処罰の強化、損害賠償請求における被害者の負担軽減措置などが盛り込まれた。

以上のように、2007年に太湖流域で発生した水危機は、同流域の水環境保

全計画の見直しを迫っただけではなく、水污染防治法が大改正されるなど、国の水環境政策における大きな転機となったのである。

第3節 水危機以降の政策改革の展開

水危機以降、江蘇省と無錫市において、新たな太湖流域水環境政策が次々とうちだされている(表1)。以下では、その主な動きについて検討する。

1. 江蘇省における太湖流域水汚染対策プログラムの始動

7月7日の太湖水汚染治理工作会議では、「江蘇省太湖水汚染治理工作方案」について検討が行われ²⁸⁾、9月10日に省人民政府から発布された。

この「工作方案」は、「5年間で太湖の富栄養化を抑制し、太湖水質を根本的に好転させること、8~10年間で太湖水汚染問題を根本的に解決し、太湖水質を地表水Ⅲ類基準に安定的に達成させること」を目標として掲げ、太湖流域の環境容量をもとに、2010年までの太湖地域のCOD、アンモニア窒素、総窒素、総リンの排出総量抑制目標を定め、そのための施策を示した。

また、上記会議における党・政府の政治的決意を引き継いで、市・県級の地方政府に対する評価・監督を強化するとともに、「体制メカニズムの刷新を加速して、政府が導き、企業を主とし、社会が参加する汚染対策投資メカニズムの形成に努める」と、政策革新を促進するための施策も提示している。

主要施策として、経済構造調整、都市污水处理場建設、農水産業・船舶汚染の規制、長江からの導水能力の増強、生態系修復の実施、科学技術開発、資金調達・費用負担メカニズムの改革、モニタリングと法執行監督検査の強化、宣伝教育・社会参加の動員など、太湖流域の水汚染対策に関しておよそ考えられうるメニューが示された(図1)²⁹⁾。

この工作方案は、後述する太湖水汚染防治条例の改正、太湖流域水環境総

表1 2007年水危機以降の主な太湖流域水環境政策

〈国務院〉

重点湖沼水環境保護事業の強化に関する意見（2008年1月12日）

水污染防治法（2008年2月28日改正，6月1日施行）

太湖流域水環境綜合治理総体方案（2008年4月）

〈江蘇省〉

《太湖流域全般》

江蘇省太湖地区都市污水处理場及び重点工業主要汚染物質排出制限値（2007年7月8日
発布，2008年1月1日施行）

江蘇省太湖水污染治理工作方案（2007年9月10日）

江蘇省太湖水污染防治条例（2007年9月27日改正，2008年6月5日施行）

江蘇省太湖流域主要水汚染物質排出指標有償使用費用徴収管理弁法（試行）（2008年1
月9日）

江蘇省太湖流域主要水汚染物質排出指標有償使用・取引試点方案細則（2008年11月20日）

江蘇省太湖水污染防治委員会成員の調整に関する通知（2008年4月22日）

江蘇省太湖水污染防治弁公室主要職責内設機構・人員編制規定の通知（2009年7月3日）

江蘇省太湖水污染治理専門資金使用管理弁法（試行）（2008年6月2日）

太湖主要入湖河川における双河長制の実施に関する通知（2008年6月13日）

江蘇省太湖流域污水处理單位アンモニア窒素・総リン基準超過排污費徴収弁法（2008年
8月17日発布，2009年1月1日施行）

江蘇省太湖流域環境資源地域補償試点方案（2009年1月1日発布，3月1日施行）

江蘇省太湖流域水環境綜合治理実施方案（2009年2月25日）

〈無錫市〉

無錫市太湖水污染防治工作計画（2007～2010年）（2007年5月21日）

無錫市太湖藍藻防治応急預案（2007年）（2007年5月21日）

太湖治理水源保護6699行動の決定（2007年6月10日）

全社会を動員して全市民が環境保護優先“八大”行動に参加することに関する決定
（2007年6月11日）

河（湖、ダム、蕩、汎）断面水質規制目標及び考査弁法（試行）（2007年8月発布）

無錫市飲用水源保護弁法（2007年11月8日公布，2008年6月5日施行）

高起点計画，高基準建設，無錫太湖保護区の決定（2008年4月17日）

無錫市水環境保護条例（2008年9月29日承認，12月1日施行）

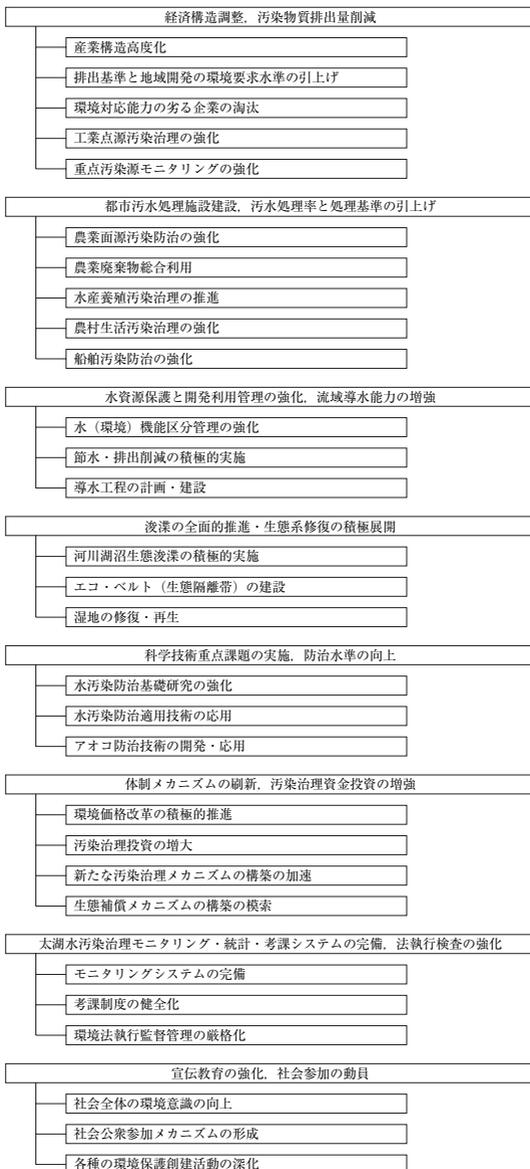
無錫市太湖水污染防治委員会弁公室職能配置内設機構・人員編制規定の通知（2009年2
月14日）

無錫市太湖水污染防治委員会工作規則の通知（2009年4月1日）

（出所）関連資料より筆者作成。

（注）個別の出所は本文を参照。

図1 江蘇省太湖水污染治理工作方案の施策体系



(出所)「江蘇省太湖水污染治理工作方案」より筆者作成。

合治理実施方案等の基礎となる、省のイニシアティブによる包括的な太湖流域水汚染対策プログラムの性格を有するものである。

また、この「工作方案」の確定に先立って、2つの改革が行われた。

第1に、7月1日から、排污費（汚染物質排出課徴金、第3章参照）徴収基準が引き上げられた。廃ガス排污費を一当量につき0.60元から2倍の1.20元、污水排污費を一当量につき0.7元から0.9元にして、今後、徐々に1.4元までに引き上げることが定められた。また工作方案において、太湖地域の污水处理費を1.3~1.6元に調整すること、2008年7月1日から、新設の污水处理場からアンモニア窒素と総リンの基準超過排污費を徴収すること、2009年1月1日からは、すべての污水处理場に対してアンモニア窒素と総リンの基準超過排污費を徴収することを定めた。

その後、2008年8月17日に、江蘇省人民政府弁公庁から発布された「江蘇省太湖流域污水处理単位アンモニア窒素、総リン基準超過排污費徴収弁法」において、一汚染当量をアンモニア窒素0.8千グラム、総リン0.25千グラムとして、アンモニア窒素と総リンの排污費徴収基準を一汚染当量当たり0.9元とすることが定められた。アンモニア窒素とリンに関する排污費徴収の規定はこれが全国で初めてのこととなる。

第2に、太湖水污染治理工作会議の翌日、7月8日に、江蘇省環境保護庁と江蘇省質量技術監督局から、江蘇省太湖流域における都市污水处理場と重点工業排水からの主要汚染物質に関する新たな排水基準が発布された（「江蘇省太湖地区都市污水处理場及び重点工業主要汚染物質排出制限値」）。対象となったのは、都市污水处理場と紡績染色工業、製紙工業、鉄鋼工業、メッキ工業、食品製造工業（化学調味料とビール）の排水におけるCOD_{Cr}、アンモニア窒素、総窒素、総リンである。

ここでは、COD_{Cr}とアンモニア窒素については、もっとも厳しい国家基準またはそれより厳しい値が適用されたと同時に、栄養塩類である窒素とリンに対しても非常に厳しい値が定められた。また、単なる濃度基準だけでなく、各重点工業について製品の単位生産量当たりの許容最大排水量が定めら

れたことで、総量規制的な基準にもなっている（水落 [2009]）。この上乗せ基準は、同年9月1日から環境保護部により太湖流域の他の地域にも適用されることになった²⁷⁾。

「工作方案」の発布からまもなく、9月27日には、江蘇省第8期人民代表大会常務委員会第21回会議において、1996年に制定された江蘇省太湖水污染防治条例が改正された。これも、8月に水污染防治法改正の審議が開始されてまもなく、中央に先駆けて改正されたことが注目される（ただし、施行日は6月5日であり、水污染防治法のほうが4日早くなっている）。しかも、大改正となった水污染防治法の章立てを先取りして、飲用水源の保護に関する条項群を独立させるとともに、開発許可制限措置、生態補償（環境資源地域補償）メカニズム、排出許可証管理制度など、国の改正法と同様の内容を備えたものとなっている。また、国の改正法では書き込まれなかった、水汚染物質排出総量指標の初期有償配分と取引制度（いわゆる排出権取引制度）の試行（第31条）が明記された。さらに、改正前の条例を引き継ぎ、太湖水污染防治委員会を設置すること、太湖流域を3区分として開発制限と保護措置（太湖保護区）を定めていることも特徴である。

2. 無錫市における政策改革

2007年水危機の震源地であった無錫市では、太湖流域の環境保全・再生に向けた各種「行動」が実施されるようになった。そのなかで、無錫市発の新たな取り組みが江蘇省全体に広がり、そして全国各地に普及するようになった制度が、「河長制」である²⁸⁾。無錫市では、2007年8月に、「河（湖、ダム、蕩、汎²⁹⁾）断面水質規制目標及び考査弁法（試行）」を発布し、第11次5カ年計画における水質目標達成の考課対象となっている国家および省級太湖流域の断面、江蘇省小康社会水域機能地域の考課対象となっている断面、その他重点水質規制断面について、市の指導幹部と各市（県）、区の主要指導幹部が「河（湖）長」を担当し、その河川（湖沼）の総合対策の責任を負うこと

を決定した。そして、河（湖）長が率先して、各河川・湖沼の水質基準達成プログラムを制定することを明確にした。この河（湖）長制度のもと、太湖の水質に影響が大きく、汚染が深刻で、対策の難易度が高い9本の河川を市の指導幹部が「河長」となり、排出口の封鎖、汚染源の削減、導水、浚渫、緑化などの一連の措置がとられ、あわせて他の河川でも整備が進められた。この河（湖）長制の実施以降、2007年12月までの間に、市内79の河川水質考課対象断面のうち基準達成断面が9月時点から8カ所追加され、51カ所となった。この河（湖）長制度は、党・政府の指導幹部の業績評価制度に、個別河川・湖沼の環境保全・再生事業を組み入れる試みである。

無錫市での実験をふまえて、江蘇省弁公庁は2008年6月に、「太湖主要入湖河川における双河長制の実施に関する通知」を發布し、15本の太湖流入河川それぞれについて、省の指導幹部と地方の責任者が河長となり、河川水環境総合整備計画の策定、実施、調整、監督検査の責任を負うことを決定し、省長、副省長をはじめとする各河川の省級「河長」の名簿を明らかにした。

また、江蘇省太湖水污染防治条例の改正を受けて、無錫市は、2008年4月17日に、「中共無錫市委員会、無錫市人民政府による高起点計画、高基準建設、無錫太湖保護区の決定」を發布した。このなかで、市は、江蘇省太湖水污染防治条例における太湖保護区の規定にもとづき、一級保護区として、太湖水面および湖岸5キロメートルの地域と太湖に流入する河川を上流に10キロメートルさかのぼった両岸各1キロメートルの範囲を指定し、また二級保護区として、市域の太湖に流入する主要河川10～50キロメートルの両岸各1キロメートルの範囲を指定し、残り市域の一級および二級以外の地域を三級保護区として、それぞれに相当する具体的な行政区画を示した。

一級保護区はさらに、「建設禁止区」「建設制限区」「建設抑制区」に分けた（表2）。

一級保護区の建設禁止区と建設制限区では、各種の建設行為を厳格に制限して、計画保留以外の村落、工業企業、および環境保護基準に符合しない公共施設を一定期限内に移転させ、すべての排水口を塞ぐとした。また、耕地

表2 無錫市太湖保護区の区分

区分	範囲	規制・誘導内容
一級保護区	太湖水面、湖岸5kmの地域、太湖流入河川を河口から上流に10km遡った両岸1km以内	<p>【建設禁止区】太湖水面、湖岸無錫市中心200m（一部100m）、宜興東部地域湖岸約1km、主要入湖河川の河口から10kmの両岸30～50m</p> <p>【建設制限区】禁止区以外で、無錫市区湖岸1km、宜興湖岸3km、主要入湖河川河口から10kmの両岸500m以内</p> <p>【建設抑制区】禁止区、制限区以外の一級保護区</p> <p>グリーン・エコ機能区建設を目標、退耕・退漁・退養と還湖・還林・還草・還湿地事業の重点的実施、伝統的な養殖業の取締、新規集中式家畜家禽養殖業の建設禁止、農薬・化学肥料・激素等人工合成物質の使用制限、グリーン・プランティングの実施、各種建設行為の厳格規制、計画的保留以外の村落、工業企業および環境保護の要求に符合しない公共施設、汚染排出口の封鎖</p> <p>生態循環農業の促進、グリーン・プランティングの実施、農薬・化学肥料・激素等人工合成物質の使用制限、農業生態好循環試験地域の建設、分散居住地の移転と集中居住の積極的実施、企業の工業園區への移転促進、産業構造調整・高度化と都市発展方式の転換の推進、「三谷三基地」等刷新体の建設加速、流通、アウトソーシング、技術開発、ベンチャービジネス、都市型産業等先進的製造業やサービス業の重点的発展、すべての汚染排出口の全面封鎖、商業地域と公共サービス施設の污水管接続、集中処理の期限内実施、鎮村污水管網全普及の実現、工業廃水と生活污水集中処理の確保、2010年末までに伝統的家畜家禽養殖業と水産養殖業の取締と退耕面積5万ムーの実現</p>
二級保護区	太湖流入主要河川の河口から10～50kmの両岸1km以内	産業構造調整の強化、グリーンエネルギー産業の積極的育成、太陽光エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギーを主とした再生可能エネルギー産業の発展奨励、アニメ・ソフト・金融・観光・会議展覧等の産業の発展加速、環境インフラ建設の加速、生態型都市、生態型工業園區、生態農業の建設、生態安全構造の構築、環境保護治理の要求と地域産業発展方針に符合しない企業や開発プロジェクトの新設・拡張禁止
三級保護区	一級、二級保護区以外の市域	産業構造の最適化の推進、伝統的製造業の高度化、近代的サービス業の積極的発展、都市建設地域・工業集中地域・農村地域の総合整備の強化、市公共・環境インフラサービス水準の向上、循環経済の発展、生態環境建設の確保、地域環境質の全面的改善

(出所) 無錫市資料により筆者作成。

や養殖漁場を撤去して、湖、湿地、草地、林地に戻す環境再生事業を実施するとともに、農薬、化学肥料等の使用を制限するグリーン・プランティング（原語は「緑色種植」。いわゆる「生態農業」を意味すると思われる）を実施するとした。2007年には一級保護区の172の畜産場を強制移転させた³⁰⁾。さらに一級保護区内では、生態系修復事業を実施し、水質自浄能力の増強のための水生生物の放流なども計画されている。

このような保護区の設定をもとにして、8～10年の間に、循環経済先行区、ハイテク産業集積区、先端サービス業集積区、グリーンエネルギー・モデル区、グリーン・エコ機能区の建設を行い、新たな産業育成による産業構造の高度化をめざすこともうたわれている。このように、無錫市の決定は、土地利用計画、産業構造調整、産業発展戦略をふまえた環境と開発に関する包括的な指針となっている³¹⁾。

さらに、同市は、2007年11月8日に無錫市飲用水源保護弁法を公布したのに引き続き（2008年6月5日施行）、1994年に制定され、1997年に一度改正した無錫市水環境保護条例を再度改正し、2008年9月29日に開かれた江蘇省第11期人民代表大会常務委員会第5回会議の承認を経て、12月1日から施行した。このなかで、違法行為による損害賠償に司法機関が介入すること、ベランダの生活污水を雨水管に流すことを違法とすることなど、新たな条項が入った。また条項のなかには、江蘇省の条例より厳格なものもあり、6項目は省条例の処罰範囲に入っておらず、そのなかには公益訴訟の推進もうたわれた項目も入っている³²⁾。2008年4月には全国で率先して環境紛争を専門に扱う「環境保護法廷」を設置しているが、この条例によって公益訴訟の道を開いたものとして注目される³³⁾。

3. 太湖流域水環境総合対策の実施体制の整備

(1) 重点プロジェクトの実施

江蘇省は、2008年4月から実施された国の太湖流域水環境総合治理総体方

案を受け、またこれまでの太湖流域水汚染対策の経験をふまえて、2009年2月25日に、江蘇省太湖流域水環境総合治理实施方案を發布した³⁴。

ここでは、国の総体方案に示された2012年および2020年の水質改善目標と排出総量規制目標（第1章参照）をもとにして、①飲用水安全保障、②産業構造調整、③工業点源污染治理強化、④都市污水・ごみ処理、⑤農村面源污染治理、⑥生態系修復、⑦資源再利用、⑧長江導水環境容量増強、⑨河川ネットワーク総合整備、⑩節水排出削減、⑪太湖流域水環境モニタリング予報システム、⑫科学技術サポートに関する事業、が掲げられた。ここでは、先に「工作方案」で提示した施策を具体的な事業に再編し、事業目標と事業・地域毎の予算額が明記された。さらに、これら事業の実施体制と保障措置として、①リーダーシップの強化と責任主体の明確化、②環境法制の健全化と法執行監督の厳格化、③融資ルートの開拓と投資の増強、④科学技術重点課題の強化と応用技術の推進、⑤プロジェクト管理の強化と工程効果・利益の保証、⑥公衆参加の推進と環境権益の保障、が掲げられた。

「实施方案」の事業総額は1083.11億元にのぼり、そのうち63%に相当する683.74億元が国の「総体方案」に組み入れられた。すなわち、残りは省単独事業となる。事業総額のうち、短期（2012年）目標に関する事業費は804.82億元、長期（2020年）目標に関する事業費は278.28億元と、2012年までの事業費が全体の74%を占めている。

各地域の負担額は、蘇州市が334.65億元ともっとも多く、続いて無錫市が252.91億元、常州市が155.62億元、鎮江市が63.86億元、南京市が10.23億元となっており、このほか行政区域を越える事業が265.85億元となっている。また地域によって事業の重点が若干異なっており、無錫と蘇州は都市污水・ごみ処理事業がもっとも多く手当てされており、次が面源污染治理または生態系修復が重点とされているのに対して、常州は面源污染治理がもっとも多く、次いで都市污水・ごみ処理事業となっており、鎮江は都市污水・ごみ処理事業と面源污染治理が同規模の投資額となっている（表3）。

2008年までの第一期事業においては、すでに80.75億元の資金が投入され、

表3 江蘇省太湖流域水環境総合治理実施方案の重点プロジェクト

プロジェクト	無錫		蘇州		常州		鎮江		南京		行政区域を跨ぐもの		比率
	プロジェクト数	投資額 (億元)	プロジェクト数	投資額 (億元)									
飲用水安全	11	21.58	28	27.58	6	5.2	4	3.4	2	0.95	4	0.9	5.50%
産業構造調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
点源汚染治理	209	16.57	199	19.99	113	11.8	53	2.43	3	0.18	3	3.2	5.00%
都市汚水・ごみ処理	137	86.69	210	113.07	74	45.27	44	23.75	27	6.58	1	0.08	25.43%
面源汚染治理	51	55.83	83	52.93	54	62.32	25	21.9	0	0	0	0	17.82%
生態系修復	63	42.51	27	68.03	13	18.96	1	0.4	0	0	3	8.4	12.77%
資源再利用	12	4.35	9	0.44	5	2.82	1	0	0	0	1	0.04	0.71%
水環境容量増強排水路整備	2	1.96	0	0	0	0	0	0	0	0	8	246.5	22.94%
河川ネットワーク総合整備	11	11.67	16	41.64	6	3.36	2	9.43	1	0.42	0	0	6.14%
節水排出削減	22	11.67	27	10.89	7	5.81	1	2.55	4	0.5	9	0.14	2.91%
モニタリング予報システム	1	0.08	1	0.08	1	0.08	0	0	1	1.6	5	6.6	0.78%
科学技術サポート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	519	252.91	600	334.65	279	155.62	131	63.86	38	10.23	34	265.85	100.00%
比率	21.46%	23.35%	24.81%	30.90%	11.54%	14.37%	5.42%	5.90%	1.57%	0.94%	1.41%	24.54%	100.00%

(出所)「実施方案」付表2。

その資金源は中央財政6.43億元（8.0%）、省財政9.45億元（11.7%）、市県財政21.62億元（26.8%）、各事業所自己調達分43.26億元（53.6%）となっており、地方政府（とくに市県級政府）と各事業所による資金調達が主体となっている³⁵。また、財政部と国家發展改革委員会は、無錫市の太湖生態環境整備プロジェクトに対して2009年から2011年の間に世界銀行による融資を1.5億ドル（1ドル=6.8元換算で、約10.2億元）をあてることに同意した³⁶。今後、江蘇省は5プロジェクトについて合計44.5億元を世界銀行の融資にあてる予定である³⁷。

（2）太湖弁公室の設置

2009年、江蘇省、無錫市、宜興市は、通称「太湖弁公室」を設置した。江蘇省は2月に、体制強化の一環として、太湖水污染防治委員会を拡充するとともに、正庁級の太湖水污染防治弁公室を設置することを決めた³⁸。7月に定められた業務規則によると、同弁公室は、庁レベルの派出機関であり、省内太湖水污染防治業務の総合監督機関として、國務院の総体方案を統括して実施することとされ、弁公室長は、發展改革委員会副主任が兼務することになった³⁹。また無錫市は2月に、関係部局による太湖水環境政策に関する協議機構である太湖水污染防治委員会を設置し、元環境保護局長がその弁公室長に就き、發展改革委員会副主任と兼務することになった。さらに宜興市は、同年6月に、太湖水污染防治工作領導小組を設置し、弁公室を置いている⁴⁰。江蘇省太湖水污染防治条例第5条に、省と市・県（市・区）人民政府が設置した太湖水污染防治委員会は、本行政区域内の太湖水污染防治に関する十大問題を調整・解決し、関係部門と下級人民政府の太湖水污染防治状況を監督・検査する責任を負う等と規定されており、これらの組織改革はこの条例を根拠としている。

表4は、2007年に発布された工作方案に対する2008年度の各部局の担当事業を明確化するために出された通知の要約である。ここから、太湖の水汚染対策が多数の部局にまたがる総合的な事業であることがうかがえる⁴¹。各施

表4 2008年江蘇省太湖水污染治理重点任務と担当部局

主要施策	担当部局
1. 応急メカニズムの全面的始動(7)	水利庁(4) 建設庁(3) 環境保護庁(2) 気象局(2) 経済貿易委員会(1) 衛生庁(1) 科技厅(1) 監察庁(1) 海洋漁業局(1)
2. 経済構造調整の加速(7)	経済貿易委員会(5) 環境保護庁(5) 発展改革委員会(4) 水利庁(2) 科技厅(1) 建設庁(1) 国土資源庁(1) 対外経済貿易庁(1) 質量監督局(1) 安全監督局(1)
3. 都市污水处理施設建設の加速(4)	建設庁(3) 環境保護庁(1) 工商局(1) 質量監督局(1)
4. 農業面源・水産養殖汚染対策(4)	農林庁(3) 建設庁(1) 環境保護庁(1) 海洋漁業局(1)
5. 船舶汚染の厳格管理(1)	交通庁(1)
6. 水資源保護と開発利用の強化(5)	水利庁(5) 建設庁(3) 環境保護庁(3) 発展改革委員会(1) 経済貿易委員会(1) 科技厅(1) 気象局(1)
7. 浚渫浄化と生態系修復の全面的推進(3)	水利庁(2) 農林庁(2) 林業局(2) 海洋漁業局(1)
8. 科学技術重点課題の組織(6)	科技厅(6) 建設庁(4) 環境保護庁(2) 水利庁(2) 農林庁(2) 海洋漁業局(2) 経済貿易委員会(1)
9. 体制メカニズム刷新の推進(6)	財政庁(5) 環境保護庁(4) 建設庁(4) 水利庁(3) 物価局(3) 監察庁(1) 発展改革委員会(1) 地稅局(1) 金融弁公室(1)
10. モニタリング、統計、考課システムの確立(10)	環境保護庁(8) 水利庁(4) 財政庁(4) 監察庁(2) 経済貿易委員会(1) 建設庁(1) 衛生庁(1) 農林庁(1) 統計局(1) 政府法制弁公室(1)
11. 宣伝教育の強化(4)	環境保護庁(4) 人事庁(1) 新聞弁公室(1)

(出所)「2008年江蘇省太湖水污染治理重点任務分解落實方案」(「中国江蘇」2008年4月21日付文書)より筆者作成。

(注) カッコ内の数字は施策・事業項目数。

策を担う主な部局は、担当項目の数に注目すると、「応急メカニズムの全面的始動」は水利庁や建設庁、「経済構造調整の加速」は経済貿易委員会や環境保護庁、発展改革委員会、「都市污水处理施設建設の加速」は建設庁、「農業面源・水産養殖汚染対策」は農林庁、「船舶汚染の厳格管理」は交通庁（単独）、「水資源保護と開発利用の強化」は水利庁、「科学技術重点課題の組織」は科技厅、「体制メカニズム刷新の推進」は財政庁や環境保護庁、建設庁、「モニタリング・統計・考課システムの確立」は環境保護庁、「宣伝教育の強化」は環境保護庁等となっている。全体として、環境保護庁の関与がもっとも多く、57項目のうち、その過半の30項目を所管することになっている。

このように、太湖流域の水汚染対策においては、環境保護庁が多くの施策に関与していることに加えて、モニタリングや考課システムなど監督管理の要を担っていることが確認できる。しかしながら、環境保護庁に与えられる権限と予算については依然として限られていることから、太湖流域の水汚染対策をめぐる行政部門間の調整（序章参照）にあたっては、発展改革委員会に設置された太湖弁公室の役割が期待されることである。

4. 新たな財政・経済的手段の導入

(1) 太湖水汚染対策特別資金制度の試行

江蘇省では、上記一連の過程のなかで、省および市級以下の政府による新たな財政的措置が制度化された。たとえば、先述した上乘せ基準に対しては、江蘇省、無錫市、宜興市はそれぞれ、企業に対して奨励金制度を適用している。宜興市では、省による奨励金が2万元（うち、宜興市が3000万元負担）に加えて、市独自の奨励金として2000万元が支給され、合わせて190社（重点企業）が対象となった⁴²⁾。

表5は、2008年6月2日に江蘇省財政庁と発展改革委員会による「江蘇省太湖水汚染治理専項資金使用管理弁法（試行）」に関する通知から、国または省の太湖水汚染対策プログラムに組み込まれた事業について、補助とする

表5 江蘇省太湖水汚染対策特別資金における補助金と奨励金の区分

事業の性格		補助金	奨励金
省級事業		○（投資または補助）	—
市級以下の事業	都市汚水処理やごみ処理等のインフラ整備	○（初年度に概算支払、最終年度に精算）	—
	工程周期が1年以内の投資額が小さな事業	—	○
	点源汚染対策事業	—	○
	かご網漁業の撤去、アオコ対策等省政府が承認した応急対策事業	○（当該政府の資金調達状況を勘案し、一定比率で1回）	—

（出所）「江蘇省太湖水汚染治理専門資金使用管理弁法（試行）」より筆者作成。

のか、奨励金（「以奨代補」、すなわち、奨励をもって補助に代える）とするのかを整理したものである。たとえば上記の事例は一部の点源（工業汚染源を含む）汚染対策事業に対する奨励金である⁴³。奨励金は、太湖流域水汚染対策を効果的に促進するために「補助金」の枠外で手当てされるものである。

また工作方案にもとづき、太湖流域の各市・県は、2008年より、財政収入の新規増分から10～20%を太湖水汚染対策の特別基金に支出することが求められた⁴⁴。江蘇省環境保護庁による2008年の太湖水汚染対策事業の総括によると、同年の省政府による太湖水汚染対策の特別資金準備額は19億元、それに伴う市級以下政府の準備額は120億元に達したという⁴⁵。新たな財政的手法の導入は、太湖流域の水汚染対策プロジェクトの資金確保に一定の効果をあげている。

（2）地域間水質補償制度の試行

2009年1月1日より江蘇省太湖流域環境資源地域補償方案が試行され、同年3月1日より正式施行された。これは、市・県境の水域に水質目標値を定め、それを超えた排水を流した場合、上流の市・県が下流の市・県、または江蘇省に補償金を支払うという全国でもユニークな制度である。補償金基準は2009年ではトン当たりCOD 1.5万元、アンモニア窒素10万元、全リン10万元と設定された。省環境保護庁はモニタリングデータにもとづき、四半期ご

とに補償金額を計算し、市・県政府に通知後10日以内に省政府に納めること、また補償金はすべて太湖流域の水環境総合対策に使用することとされている⁴⁶⁾。この制度によって、上流の市・県が水質基準達成を実現するために必要な措置をとるインセンティブを与えると同時に、水環境対策事業の資金調達を行うことが意図されている。しかし、太湖流域は平原が多く、流れが一定しないため、河川流水が市から出て、再び戻ってきた場合等、補償金額の算定が困難であるという技術的な問題が依然として課題となっている⁴⁷⁾。

なお、浙江省は、「生態補償メカニズムをさらに整備することに関する若干の意見」を全国に率先して出し、2006年に75億元、2007年に85億元を省レベルの財政による生態補償移転への支援に支出したとされる。また、山東、河北、遼寧省でも同様のパイロットプロジェクトが行われているという⁴⁸⁾。

生態補償メカニズムは、2008年に改正された国の水污染防治法において導入の促進がうたわれた新たな経済的手法であるが、補償額の算定方法など、その実施にあたっては地域の特性に適した制度構築が求められている。江蘇省太湖流域においても、当該流域の自然・社会的特徴に適したメカニズムの模索が始められたばかりである。

(3) COD 排出権取引制度パイロットプロジェクトの始動

太湖流域における点源汚染対策は、排水濃度基準、流域水環境保全計画による排水総量規制、排水課徴金（排污費）制度を中心として行われてきたが、汚染物質の総量抑制に実効性のあるメカニズムとして機能していないのが現状である。そこで、新たなメカニズムとして期待されているのが、アメリカ等で実施されている排出権取引制度（第3章参照）である。

江蘇省は、2004年から江蘇省環境保護委員会において水汚染物質排出権有償使用と取引に関する研究を開始した。その後、2007年の水危機を経て、太湖流域における排出権取引制度の試行が模索され、2008年1月9日に、江蘇省物価局、財政庁、環境保護庁により「江蘇省太湖流域主要水汚染物質排出指標有償使用費用徴収管理方法（試行）」が発布、同年11月20日には、江蘇

省環境保護庁、財政庁、物価局により「江蘇省太湖流域主要水汚染物質排出指標有償使用・取引試点方案細則」が發布された。排出権取引は、江蘇省管内の一部地域（蘇州市、無錫市、常州市ほか）における主要産業（化学工業、染色、製紙など）と汚水処理場のCODが対象となっている。政策実施初期の操作可能性と簡便性を考慮して、初期配分価格は平均処理コストである4500元／トンに設定され、無錫市等で排出許可証の発布とともに購入プロセスが開始されている。排出権取引は、中央および省において定めた第11次5カ年計画の水汚染物質排出削減に関する拘束性指標であり、また太湖流域における主要規制指標であるCODの削減を費用効果的に達成するために導入が図られた。この制度の試行によって、南京市、無錫市、常州市、蘇州市、鎮江市でCOD排出指標の有償配分が実施され、2009年末の時点で、1221の対象企業のうち、845企業が申請をし、そのうち488企業に対する審査がなされた。なお、現段階では、各市域内での取引が予定されており、市域を越えた取引については今後の検討課題とされている⁴⁹⁾。

江蘇省太湖流域におけるCOD排出権取引の制度設計にあたっては、南京大学環境学院環境管理・政策研究センター、環境保護部環境規劃院、および世界銀行による共同研究が基礎となっており、2008年11月10～11日には、南京にて同センターと規劃院の共催による排出権取引に関する国際ワークショップが開催された（王・畢主編 [2009]）。

また、財政部副部長によると、中央財政が制定した主要汚染物質排出削減専攻資金管理暫行弁法では太湖流域汚染物質排出権取引市場の確立とパイロットプロジェクトを支持範囲に入れたとしている。そのほか、省を超える流域の生態補償、水環境保護補償、上流の下流に対する基準超過汚染物質排出、事故賠償の双方向責任メカニズムについて研究が必要であるとしている⁵⁰⁾。2008年1月12日には、國務院弁公庁から、国家環境保護総局、国家發展改革委員会、財政部、建設部、水利部の連名で、「重点湖沼水環境保護事業の強化に関する意見」が發布された⁵⁰⁾。そこで、太湖流域において、COD排出権取引パイロットプロジェクトを実施するとされている。しかし、排出権取引

制度は、2007年に改正された江蘇省の水污染防治条例には規定されたものの、2008年に改正された国の水污染防治法においては規定の導入は見送られた。この点、国の法律に原則的な規定であるものの、促進がうたわれた生態補償メカニズム（片岡 [2008, 2010]）とは異なる。太湖流域のCOD排出権取引制度は、国の支持・理解を得ながらも、地方のイニシアティブによる制度実験がなされている段階である。

また、浙江省嘉興市では先だって2007年11月1日に排出権貯蓄取引センターが設置され、嘉興市人民政府から「嘉興市主要汚染物質排出権取引弁法（試行）」が発布されている⁵²。嘉興市の取り組みについては、ワークショップなどの交流を通して江蘇省太湖流域における制度設計の際にも参考にされたという。

江蘇省太湖流域におけるCOD排出権取引制度は、国の支持や国際援助機関の支援を得て、地方のイニシアティブと地方間の相互学習により行われている制度実験である。現段階で制度試行の範囲は一省内（当面の取引については各市内）に限定されているものの、流域の水環境問題解決を視野にいられた環境政策革新の事例として注目されるところである（この制度設計の詳細と現段階での試行に対する評価については第3章に譲る）。

おわりに

2007年に発生した太湖流域における水危機は、危機への緊急対応のみならず、同流域における水環境政策の改革を促す大きな契機となった。環境政策改革をめざす江蘇省においては、規制強化とそれに対する監督検査の強化のみならず、価格改革、組織改革、財政改革、さらには排出権取引や水質補償といった新たな経済的手段の導入を含むさまざまな制度実験が展開されることになった。これら制度改革や制度実験は中央における大きな方針のもとで省や市が創意工夫を行い、あるいは中央の政策の受け皿となる体制づくりを

行うなかで展開しており、単純なトップダウンでもボトムアップでもない、ダイナミックなプロセスである。また、制度改革や制度実験は、国－省－市、あるいは開発と環境にかかわる行政部門間の権限・機能分配のあり方に深くかかわっており、太湖流域の水環境政策をめぐる重層的ガバナンスの重要課題として、今後の推移の観察と検証が必要とされる場所である。さらに、一連の制度改革・実験が、今後、太湖流域の環境保全・再生にどのようにつながっていくのか、その環境改善効果についても検証を行っていく必要がある。また、国および省の計画で重要性が指摘されている公衆参加については、具体的なプログラムが欠けていることに注意が必要である。これに対して、本研究プロジェクトではコミュニティ円卓会議の社会実験を行っており、その詳細については第4章と第5章で議論を行いたい。

最後に、地方イニシアティブと関連する注目すべき展開として、地域間協力の動きについて触れておきたい。2008年9月7日、国務院は、長江デルタ地域の改革開放と経済社会発展をさらに一歩進めることに関する指導意見を発布し、そのなかで、地域間協力を強化し、太湖流域水環境総合治理総体方案を実施することを強調した。このなかで、違法行為の合同検査、省域を超えた汚染防止処理、環境情報公開と公衆参加・監督メカニズム、一票否決制と問責制、汚染排出権取引と生態環境補償メカニズムの確立の研究などを提起している⁵³。また、同月15日には、江蘇、浙江、上海市が、「長江デルタ地域環境保護協力協議書（2009～2010年）」を締結したとされる。具体的な取り組みとして、2009年6月までに、「長江デルタ地域企業環境行為情報評価基準」を制定し、2010年から毎年、世界環境の日に、両省市が統一して企業のレーティング結果の名簿を公表するとともに、関係情報を金融機関に提供すること、また2009年にグリーン保険制度を推進し、両省一市でひとつの県（市）を環境汚染責任保険パイロット地域に選ぶことをあげている⁵⁴。環境分野における長江デルタ地域の地域間協力については江蘇省がイニシアティブをとっているとされている⁵⁵。長江デルタ地域は地理的な集水域の観点からすれば、太湖流域そのものである。今後、江蘇省における政策改革のイニシ

アティプが流域における地域間協力へとどのように発展していくのかについても、注視していきたい。

[注] _____

- (1) 数値は「太湖流域水環境総合治理総体方案」（国家発展委員会ウェブサイト，2008年12月15日ダウンロード），太湖流域管理局・王編著 [2006] による。なお，太湖流域には安徽省のごく一部もかかっている。太湖流域の概況については第1章を参照。
- (2) 「中華人民共和国地方各級人民代表大会および地方政府各級人民政府組織法」（2004年改正）の第4章第54条では，「地方各級人民政府は地方各級人民代表大会の執行機関であり，地方各級の国家行政機関である」とあり，第55条では，「全国各級人民政府は国務院による統一の指導のもとにおける国家行政機関であり，すべて国務院に服従する」とされている。
- (3) 本章における政策過程の分析は，寺尾・大塚編 [2002, 2005, 2008] において事例研究が重ねられてきた政治経済学的アプローチに依拠している。その分析枠組みについては各双書の序章を参照のこと。
- (4) 当時，蘇南地域では経済発展の陰で深刻な環境汚染が拡大していたが，蘇南モデルでは環境政策が明示的に扱われてこなかった（張 [2010]）。
- (5) 党大会は5年に1度開かれ，党指導部の交代が行われる。この党大会では江沢民に代わって胡錦濤が党書記の地位に就いた。また，江蘇省では同年12月に李源潮が共産党委員会書記に選ばれた。李源潮は2007年11月に党中央の政治局委員・組織部長に抜擢されるまで江蘇省共産党委員会の書記を務めた（「新華網」ウェブサイト，2009年12月15日アクセス）。
- (6) 「二つの率先」がスローガンとして明確に示されたのは，2003年2月18日『新華日報』記事「『二つの率先』の目標の下で団結」であるとされる。また，そのスローガンを党の政策方針として位置づけた「『三つの代表』重要思想の学習を徹底し，『二つの率先』を努力して実現させることに関する中国共産党江蘇省委員会の決定」は同年7月に省共産党委員会10期第5回大会で採択された（「中国江蘇」ウェブサイト「江蘇輝煌60年專題——江蘇記憶」2002年，2003年の該当記事を参照。2009年12月8日アクセス）。
- (7) 「新華網」ウェブサイト，2004年4月4日記事（2009年12月23日アクセス）。
- (8) 環境保護部ウェブサイト，2005年3月7日記事（2009年12月17日アクセス）。
- (9) 他の2つは「富民優先」と「科学教育優先」である（「中国江蘇」ウェブサイト，2005年3月18日記事，2009年12月10日アクセス）。
- (10) 環境保護部2005年11月24日「張力軍副局長が内外メディアに松花江水汚染

情況を通報」(新聞通稿85号)の冒頭では、前日、「科学的発展観を実行に移し、環境保護を強化することに関する国务院の決定」が、国务院常务会议で審議され原則的に採択されたことが紹介されている(環境保護部ウェブサイト, 2009年12月22日アクセス)。これは、松花江水汚染事件は、国务院の決定の採択を待って公表されたということなのか、その会議上で総局が公表を迫られたのかは不明である。松花江水汚染事件については大塚 [2006], 相川 [2006]などを参照。

- (11) 「歴史的転变的時刻——2006中国環境保護評述」(環境保護部ウェブサイト, 2006年12月29日記事, 2009年12月14日アクセス)
- (12) 「環境保護優先を堅持し科学的発展を促進することに関する中国共産党江蘇省委員会・江蘇省人民政府の意見」(江蘇省環境保護庁ウェブサイト, 2006年1月14日記事, 2009年7月7日アクセス)。国务院の「決定」では、「地域の経済と環境の協調発展」のもとで、「環境優先」あるいは「保護優先」が言及されているだけであり、指導理念として江蘇省の「意見」のほうが明瞭である。
- (13) 江蘇省環境保護庁ウェブサイト, 2006年10月18日記事「堅持環保優先・推進科学発展」(2009年12月10日アクセス)。
- (14) 江蘇省に課せられた第11次5カ年計画の環境汚染物質排出削減目標は2005年比でCODが15.1%, 二酸化硫黄が18%である。
- (15) 「歴史的転变的時刻——2006中国環境保護評述」(環境保護部2006年12月29日記事, 2009年12月24日アクセス)によると、2006年は国が環境保護の決心と方針を明確にしたこと、同時に地方において「巨石が水に落ちるがごとく」連鎖反応を起こしたという。江蘇省における動きもそうした一連の流れにあると考えられる。
- (16) 企業環境対策情報公開制度については、1998年に世界銀行の支援で開始され、2007年に「環境情報公開弁法(試行)」において全国レベルで制度化がなされた(王等 [2002]), 大塚 [2008b]。さらに、後述するように企業環境対策情報公開については、長江デルタ地域の2省1市(江蘇省, 浙江省, 上海市)において江蘇省が中心となり、共通の基準策定と統一評価の試みが行われている。
- (17) 2007年無錫市の水危機については、第1章を参照。これについては、楊 [2008] や第1章で引用されている無錫市「給水危機の処理と太湖の治理」白書(無錫市人民政府ウェブサイト, 2008年5月28日記事, 2009年9月25日アクセス)のほか、「太湖アオコ事件追跡」(『中国水務信息』第10号 2007年11月, 日本語)なども参照。
- (18) 松花江の水汚染事故については相川 [2006], 大塚 [2006]などを参照。
- (19) 無錫市「給水危機の処理と太湖の治理」白書(2008年5月28日)。

- (20) 「新華網」ウェブサイト、江蘇頻道2007年6月13日記事（2009年12月10日アクセス）。
- (21) 太湖治理に関する責任分担が明確にされるとともに、市、県の経済社会発展総合評価体系のひとつとして太湖水汚染治理工作完成情況が位置づけられ、幹部成績の必須指標となり、一票否決制を実行するとされた（国家環境保護総局生態司第13期（総第41期）2007年7月13日、環境保護部ウェブサイト、2009年12月25日アクセス）。また、その後「蘇南督查中心」が設立され、太湖流域における環境政策の執行状況についての監督検査が強化された（江蘇省人民政府ウェブサイト、2009年6月3日記事、2009年12月15日アクセス）。
- (22) 「新華江蘇」ウェブサイト、2007年7月1日記事、2010年1月4日アクセス。
- (23) 環境保護部ウェブサイト、2005年5月4日記事「全国《重点流域水汚染防治“十一五”規劃》編制」（2009年12月22日アクセス）によると、重点流域水汚染防治に関する第11次5カ年計画の策定が開始されたことを伝えるなかで、「三河三湖」流域のひとつとして、太湖流域が対象とされていることが明示されており、その策定は環境規劃院が担当することになっていた。2007年6月5日、無錫市の水危機収束宣言の翌日、世界環境の日に、毎年恒例の環境状況公報のプレスリリースが行われ、そのなかで国家環境保護総局（当時）の張軍副局長は、太湖のアオコ大発生について記者の質問に答えている（環境保護部ウェブサイト、2007年6月6日記事、2009年12月24日アクセス）。すなわち、国家環境保護総局の対応として、第1に太湖流域の水汚染防治を強化し、國務院関係部門と地方政府とともに「太湖流域水汚染防治十一五計画」を修正し、國務院の承認を得て実施すること、第2に、太湖流域水汚染防治工作會議を開催し、太湖汚染に対する根本的措置を提示すること、第3に、引き続き地方政府を指導し、太湖におけるアオコ大発生の防止管理事業をしっかりとさせること、をあげている。ここで、太湖流域の水汚染防止対策に関する第11次5カ年計画案が策定されていたこと、この時点では第9次、第10次5カ年計画同様、国家環境保護総局が修正と実施を行う予定であったことがうかがえる。
- (24) 無錫市人民政府ウェブサイト、2007年8月6日記事（2010年2月7日アクセス）。2007年8月26日には、国家發展改革委員会主任馬凱が全国人民代表大會常務委員会において省エネ環境保護事業状況について報告を行った際に、太湖流域水環境総合治理総体方案の策定作業が開始されたことを明らかにしている（環境保護部ウェブサイト、2007年8月27、28日記事、2009年12月25日アクセス）。2008年1月23日環境保護部ウェブサイト記事でも、國務院省エネ排出削減工作領導小組弁公室が21日に発布したニュースを伝えるなかで、太湖流域水環境総合治理総体方案を策定することに触れられている。

- (25) 楊 [2008: 161], 江蘇省環境保護庁ウェブサイト, 2007年7月9日記事 (2010年1月5日アクセス)。
- (26) 環境保護部ウェブサイト, 2007年10月22日記事 (2009年12月25日アクセス)。
- (27) 環境保護部の呉副部長は, 太湖流域執行特別排出制限の具体的行政区域を公布し, 13項目にわたる特別排出制限を行うことに触れ, 9月1日から太湖流域において11項目において実施するとした。また, これは国家排出基準で初めて設けたものであるとした (環境保護部ウェブサイト, 2008年7月21日記事, 2010年1月11日アクセス)。
- (28) 無錫市の河(湖)長については, 楊 [2008: 251-254], 江蘇省の双河長制は, 江蘇省人民政府ウェブサイト, 2008年6月13日記事 (2009年8月10日アクセス), 全国の普及状況については, 環境保護部ウェブサイトと『環境保護』雑誌の共同主催によるウェブサイト「河長制」(<http://www.zhb.gov.cn/ztbdrdzl/hzhzh/>)を参照。
- (29) 「蕩」「汎」は内湖の名称。
- (30) 無錫市環境保護局ヒアリング (2008年6月)。
- (31) もっとも, こうした計画を進めるにあたって, 住民移転をめぐる軋轢など別の社会問題が生じる可能性についても留意が必要であろう。
- (32) 環境保護部ウェブサイト, 2008年10月14日記事 (2009年12月25日アクセス)。
- (33) 無錫市人民政府ウェブサイト, 2009年7月4日記事 (2010年2月13日アクセス)。
- (34) 全文は江蘇省人民政府ウェブサイト, 2009年5月21日記事 (「江蘇省人民政府公報」2009年増刊第288期, 2010年2月14日アクセス) 参照。
- (35) 江蘇省财政厅ウェブサイト, 2009年1月27日記事 (2010年2月8日アクセス)。
- (36) 江蘇省财政厅ウェブサイト, 2009年2月27日記事 (2010年2月8日アクセス)。
- (37) 江蘇省财政厅ウェブサイト, 同上。
- (38) 環境保護部ウェブサイト, 2009年2月20日記事 (2009年12月25日アクセス)。この記事によると, 2008年には省太湖水污染防治委員会の全体拡大会議を2回開催し, また, 3月2日記事によると, 2009年2月26日に江蘇省太湖水污染防治委員会第3回全体(拡大)会議を開催したとしている。
- (39) 「江蘇省太湖水污染防治弁公室主要職責内設機構・人員編制規定の通知」2009年7月3日 (「江蘇省人民政府公報」2009年第14期, 江蘇省人民政府ウェブサイト, 2010年2月14日アクセス)。江蘇省環境保護庁でのヒアリングによると, 2007年水危機後に, 先に同庁に太湖処が設置されたが, その後, 太湖

弁公室が設置されたため、太湖処は近いうちに組織改革を行うことになるだろうという（2009年12月）。

- (40) 無錫市でのヒアリングによると、宜興での弁公室長は、市副秘書長が兼務しているという（2009年12月）。
- (41) 「2008年江蘇省太湖水污染治理重点任务分解落實方案」（江蘇省人民政府ウェブサイト2008年4月21日文書，2009年8月7日アクセス）
- (42) 2009年9月宜興市環境保護局ヒアリング。なお、小規模企業への手当てはなされておらず、たとえば染色企業の場合、排水日量30トン以上の工場が奨励金支給対象とされたという。
- (43) 江蘇省財政庁ウェブサイト，2009年7月13日記事（2010年2月7日アクセス）。
- (44) 環境保護部ウェブサイト，2007年7月17日記事（2010年2月7日アクセス）。
- (45) 環境保護部ウェブサイト「全国污染防治工作現場会」における発言記録（「交流発言」2009年2月20日，2009年12月25日アクセス）。
- (46) 2008年1月1日には「江蘇省環境資源区域補償弁法（試行）」が先に発布されている（環境保護部ウェブサイト，2008年1月15日記事，2009年12月25日アクセス）。
- (47) 2009年9月，無錫市環境保護局ヒアリング
- (48) 環境保護部ウェブサイト，2008年1月29日記事に掲載された趙浙江省党書記による指摘，および環境保護部ウェブサイト，2008年9月22日記事に掲載された重点流域水污染防治工作會議（同月10日開催）における張力軍副局長の総括講話（2009年12月25日アクセス）。
- (49) 2010年1月14日に南京大学にて開催されたアジア経済研究所，ウッドロー・ウィルソンセンター中国環境フォーラム，南京大学環境学院の共催による国際ワークショップ“Building New Clean Water Networks in China: Challenges and Opportunities for Protecting Lake Tai”における張炳博士のプレゼンテーションによる。
- (50) 環境保護部ウェブサイト，2008年1月11日記事（2009年12月25日アクセス）。
- (51) 環境保護部ウェブサイト，2008年1月22日記事（2009年12月25日アクセス）。
- (52) 環境保護部ウェブサイト，2007年11月14日記事（2009年12月25日アクセス）。
- (53) 環境保護部ウェブサイト，2008年9月16日記事（2009年12月25日アクセス）。
- (54) 環境保護部ウェブサイト，2008年12月18日の記事（2009年12月25日アクセス）。

ス)。

(55) 江蘇省環境保護庁でのヒアリング(2009年12月)より。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 相川泰 [2006] 「松花江水汚染事故の背景と経過」(『環境と公害』第36巻第1号 7月 18-23ページ)。
- 相川泰 [2008] 『中国汚染——「公害大陸」の環境汚染』ソフトバンク新書。
- 天児慧 [2000] 「中央と地方の政治動態」(天児慧編『現代中国の構造変動4 政治——中央と地方の構図』東京大学出版会 3-36ページ)。
- 大西康雄編 [2006] 『中国 胡锦涛政権の挑戦——第11次5カ年長期計画と持続可能な発展』情勢分析レポート No.1 アジア経済研究所。
- 大塚健司 [2006] 「環境政策の実施状況と今後の課題」(大西編 [2006: 138-166])。—— [2008a] 「中国の地方環境政策に対する監督検査活動——その役割と限界」(寺尾・大塚編 [2008: 79-117])。—— [2008b] 「中国の環境政策における公衆参加——上からの『宣伝と動員』と新たな動向」(北川秀樹編『中国の環境問題と法政策——東アジアの持続可能な発展に向けて』法律文化社 259-281ページ)。
- 片岡直樹 [1997] 『中国環境汚染防治法の研究』成文堂。—— [2008] 『『中華人民共和国水汚染防治法』の改正過程と法案の変遷』(『現代法学』第16号 2008年12月 39-61ページ)。—— [2010] 「中国の『水汚染防治法』2008年改正の意義と課題」(角田猛之編『中国の人権と市場経済をめぐる諸問題』関西大学出版部 205-239ページ)。
- 寺尾忠能・大塚健司編 [2002] 『『開発と環境』の政策過程とダイナミズム——日本の経験・東アジアの課題』研究双書 No.527 アジア経済研究所。—— [2005] 『アジアにおける環境政策と社会変動——産業化・民主化・グローバル化』研究双書 No.541 アジア経済研究所。—— [2008] 『アジアにおける分権化と環境政策』研究双書 No.566 アジア経済研究所。
- 水落元之 [2009] 「太湖流域の水汚染問題の現状」(大塚健司編『中国の水汚染問題解決に向けた流域ガバナンスの構築——太湖流域におけるコミュニティ円卓会議の実験』調査研究報告書2008-IV-29 アジア経済研究所 1-21ページ)。

<中国語文献>

- 畢軍・葉維麗・袁增偉・葛俊杰・劉蓓蓓・張炳 [2007] 「蘇南環境保護模式的創新」
 (楊衛澤・洪銀興主編『創新蘇南模式研究——無錫的實踐與探索』北京 經濟科學出版社 pp. 242-291)。
- 洪銀興 [2007] 「蘇南模式的演進及其對創新發展模式的啓示」(楊衛澤・洪銀興主編『創新蘇南模式研究——無錫的實踐與探索』北京 經濟科學出版社 pp. 1-18)。
- 太湖流域管理局・王同生編著 [2006] 『太湖流域防洪與水資源管理』北京 中國水利水電出版社。
- 王國平・周新國等 [2008] 『江蘇經濟發展與現代化歷史進程研究』蘇州 蘇州大學出版社。
- 王華・曹東・王金南・陸根法等 [2002] 『環境信息公開——理念與實踐』北京 中國環境科學出版社。
- 王金南・畢軍主編 [2009] 『排污交易：實踐與創新——排污交易國際研討會論文集』北京 中國環境科學出版社。
- 張玉林 [2010] 「天變異變」與中國農村研究」(『中國研究』2009年秋季卷 總第9期 pp. 1-17)
- 中共江蘇省委宣傳部組織編寫 [2005] 『江蘇全面建設小康社會指標體系解讀』南京 鳳凰出版社。
- 楊衛澤 [2008] 『警鐘與行動』南京 鳳凰出版社。

<ウェブサイト>

- 國家發展改革委員會 <http://www.sdpc.gov.cn/>
- 環境保護部 <http://www.zhb.gov.cn> or <http://www.mep.gov.cn/>
- 江蘇省人民政府 (中國江蘇) <http://www.jiangsu.gov.cn/>
- 江蘇省環境保護庁 <http://www.jshb.gov.cn/>
- 江蘇省財政庁 <http://www.jscz.gov.cn/>
- 無錫市人民政府 (中國無錫) <http://www.wuxi.gov.cn/>
- 新華網 <http://news.xinhuanet.com>
- 新華江蘇 <http://js.xhby.net>